

サプライチェーン

# セキュリティ規制の動向

*ISO 28000, WCO, EU, 米国*

# 米国のサプライチェーン・セキュリティ

「情報の収集と分析」、「企業のコンプライアンス」、「官民のパートナーシップ」

## 輸出国 CSI

- 米国から派遣された検査官と協議し、輸出国港で貨物をプレ・スクリーニングする。  
**※二国間協定**

## 輸送路と輸入国 C-TPAT

- CBPからコンプライアンス認定された企業に迅速な通関等ベネフィットを提供。
- 対象業種：輸入者、キャリア、フォワーダー、港湾管理者。  
**※ボランタリープログラム**

## 24時間ルール

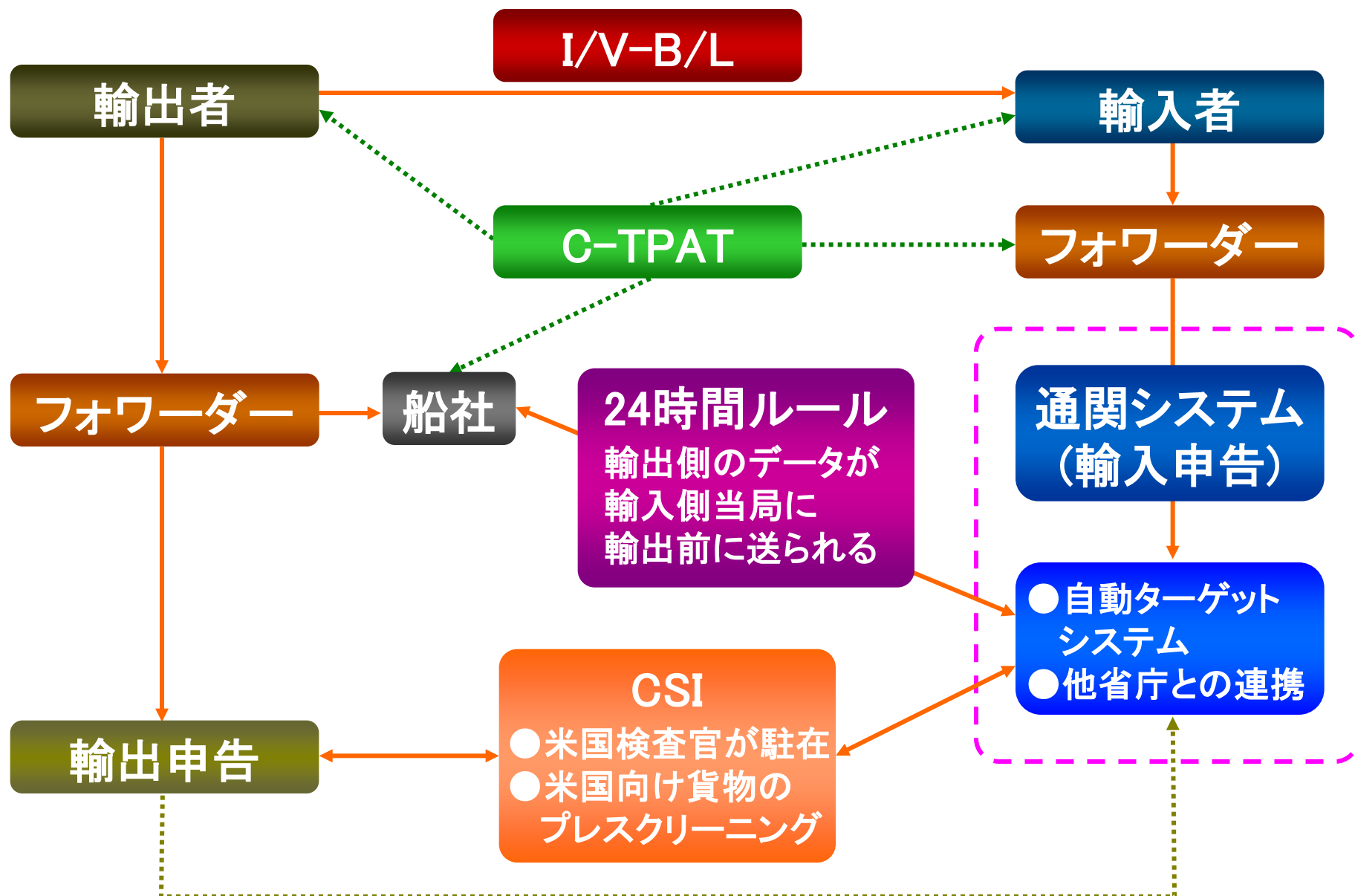
- 外国港での貨物積み込み24時間前に貨物マニフェスト情報の電子的手段で報告。  
**※法律による義務**

## 自動ターゲティング

- 申告情報等に基づいて予めハイリスク貨物を選別するためのシステム。詳細は明らかにされていないが、申告情報の諸項目にポイントを割り当て、そのポイントの合計点数（スコア）が一定の値を超える場合には、当該貨物を検査に回す、あるいは輸入禁止処分にする。

C-TPAT: Customs-Trade Partnership Against Terrorism  
CBP: Customs and Border Protection, Department of Homeland Security

# 業務の流れとセキュリティ・プログラム



# C-TPATの基本的内容 (Customs-Trade Partnership Against Terrorism)

## 1.C-TPATとは何か

- サプライチェーンおよび国境での安全を強化するための官民共同イニシアティブ。

## 2.C-TPATの対象業種

- 輸入者、船社、通関業者、倉庫管理者、海外の製造者 (実施されているのはメキシコとカナダのみ)。

## 3.C-TPAT参加のためにすべきこと

- サプライチェーンのセキュリティについて、CBPのセキュリティ・リコメンデーションに沿って自社のセキュリティ評価を行うとともに社内管理プログラムを実施する。
- サプライチェーンに繋がる他社へC-TPATガイドラインを周知させ、これら各社との関係の中でC-TPATガイドライン確立に向けた努力をすること。
- 海外の取引相手 (Supplier) のセキュリティ管理状況を文書で確認する。  
また、C-TPATと同等のセキュリティ管理を実施するよう契約書等文書を通じて誓約を求める。
- (Business Partner Requirement)

## 4.C-TPATのベネフィット

- 検査回数を少なくする (国境での時間短縮)。
- 税関アカウントマネージャーの指定 (Assigned Account Manager) (まだ指定されていない場合)。
- ISA (Internal Self-Assessment) プログラムが適用される。
- C-TPAT参加者リストの閲覧 (Status Verification Interface)。
- 関税納付について月次一括納税を認める (Periodic Monthly Payment)  
⇒C-TPAT参加者以外にも適用拡大 (2005年2月)。  
\*CBP: Customs and Border Protection, Department of Homeland Security

# C-TPATのベネフィット

## Tier1ベネフィット

C-TPAT参加認定企業に付与されるベネフィット。最低要件 (Minimum Requirements) のセキュリティ管理を実施するC-TPAT参加企業に与えられるベネフィット。

- ① 自動ターゲティングシステム (ATS: Automated Targeting System) において低いスコアを適用する、
- ② 輸入者自己評価プログラム (Self Assessment Program) を実施する資格が付与される、
- ③ 陸路の通関ではFAST Laneを利用することができる、
- ④ C-TPATメンバー専用のウェブページにアクセスすることができる。

## Tier2ベネフィット

C-TPAT: CBPIによる実地調査 (Validation) を受けた企業に対して付与されるベネフィット。

- Tier1よりもさらに低い自動ターゲティング・ポイントを割り当てるというベネフィットが付与される。すなわち、Tier1よりさらに低い検査率になる。

## Tier3ベネフィット

Tier1、Tier2の条件を満たし、かつ最低要件を上回るベスト・プラクティスを実行している企業に付与されるベネフィット。ベストプラクティスとは、実地調査を済ませたC-TPAT認定輸入者による貨物輸入で、貨物輸送に係る全ての当事者がC-TPAT認定者 (キャリア、通関業者、ターミナル・オペレータ) であるもの。

- 輸入貨物はグリーンレーンに乗せられ迅速に処理される。  
セキュリティ関連の検査はゼロとなり、ごく稀に通常の通関検査が実施される。
- 貨物が検査に回されることになっても、他の検査貨物を飛び越して優先的に検査を受けることができる。
- なお、以上Tier1～3までのベネフィットとは別に、C-TPAT参加者としてのステータスは緊急事態 (テロ事件によって一時的に港湾が閉鎖され、通常のオペレーションに復帰する場合) において、C-TPAT参加者の貨物は優先的に取り扱われるなどの配慮がなされる。

# C-TPAT参加手続と参加企業数

## 参加手続

- ① CBPとMOU (Memorandum Of Understanding) を交わす。
- ② MOUを交わしてから90日以内に、申請者は社内管理について自己評価し、その内容をCBPに送る。
- ③ CBPが申請者の自己評価を審査し、60日以内にその所見・所感を申請者に送る。
- ④ CBPが実施調査 (Validation) を実施する。

## C-TPAT参加企業数 (数字は社数)

対象業種	③認定	④実地調査完了	④実地調査中
輸入者 (Importers)	3,242	1,356	1,310
キャリア (Carriers)	1,399	1,083	116
ブローカー・フォワーダー・NVOCC	1,116	530	93
港湾関係者・ターミナルオペレーター (Port Authorities Terminal Operators)	33	16	2
海外製造者 (Foreign Manufacturers)	307	214	29
※昨年、カナダの製造業者も対象となったが、大半はメキシコの製造者			
計	6,097	3,199	1,550

①MOU提出企業：  
10,892社  
(2006年1月27日現在)

Tier3ベネフィット  
適格輸入者：  
198社  
(2006年9月12日)

# Container Security Initiative (CSI)

米国へのコンテナ積み出しの多い外国の港が所在する外国政府との2国間協議に基づき、米国向けコンテナのプレスクリーニングを行う

## CSIの4つのエレメント

- ハイリスク・コンテナとするためのリスク基準を策定する
- 米国の港に着く前に事前チェック (pre-screening) を実施する
- ハイリスク・コンテナを事前にチェックするための技術を開発する
- スマート・コンテナの開発と使用

# CSI参加港 (50港)

## In the America and Caribbean

- Montreal, Vancouver & Halifax, Canada
- Santos, Brazil
- Buenos Aires, Argentina
- Puerto Cortes, Honduras
- Caucedo, Dominican Republic
- Kingston, Jamaica
- Freeport, The Bahamas

## In Europe

- Rotterdam, The Netherlands
- Bremerhaven & Hamburg, Germany
- Antwerp and Zeebrugge, Belgium
- Le Havre and Marseille, France
- Gothenburg, Sweden
- La Spezia, Genoa, Naples, Gioia Tauro, and Livorno, Italy
- Felixstowe, Liverpool, Thamesport, Tilbury, and Southampton, United Kingdom (U.K.)
- Piraeus, Greece
- Algeciras, Barcelona, and Valencia, Spain
- Lisbon, Portugal

## In Asia and the East

- Singapore
- Yokohama, Tokyo, Nagoya and Kobe, Japan
- Hong Kong
- Pusan, South Korea
- Port Klang and Tanjung Pelepas, Malaysia
- Laem Chabang, Thailand
- Dubai, United Arab Emirates (UAE)
- Shenzhen and Shanghai
- Kaohsiung and Chi-Lung
- Colombo, Sri Lanka
- Port Salalah, Oman

## In Africa

- Durban, South Africa

出所:国土安全保障省CBP 2006年9月26日現在



# 24時間ルールの概要

米国税関は全ての船社から積荷の貨物申告情報を、外国港で船積みされる24時間前に受け取らなければならない(申告にはAMSを利用する)

従来の貨物マニフェスト情報に加えて、新たに14項目の申告が求められる

米国経由第三国向け貨物も24時間ルールの対象

## 影響

1.リードタイムの延伸:ヤード搬入が48時間前倒しとなった。

- 在庫2日分の増加
- 在庫増加に伴う金利負担
- 貨物蔵置・輸送コストの上昇

2.キャリアによる追加手数料の発生

- 海上貨物: 25ドル/BL
- 航空貨物: 8.5ドル/AWB

## 平成16年度政策群「安全かつ効率的な物流の実現」による調査

(出所:「物流セキュリティ強化及びこれに連動した物流効率化の実現方策等に関する調査研究」から)

1. 荷主:リードタイム延伸による在庫金利:約5.6億円/年(対米海上コンテナ輸出額:5.7兆円(2003年))
2. 荷主:船社・NVOCC等からの割増料金請求:約1.1億円
3. 船社・NVOCC:割増料金の未請求額:約1.0億円
4. 計約7.7億円

# 24時間ルールของเวลาจำกัด

海上貨物だけが、船積み前基準と厳しい。他の輸送モードでは全て到着前。  
 なお、米国は、自国の輸出について事前申告ルールを実施していない。

輸送モード	輸入	輸出
船舶 (Vessel)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国港での積込24時間前申告 (現行24時間ルールと殆ど変更なし)</li> <li>●AMSによる申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出港の24時間前申告</li> <li>●輸出管理規制該当品で国務省 または商務省から許可を受けた 貨物については72時間前申告</li> <li>●AESによる申告</li> </ul>
鉄道 (Rail Road)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●米国国境到着の2時間前申告</li> <li>●Rail AMSによる申告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●カナダ・メキシコ行き列車に機関車 (Locomotive)が接続される4時間前申告</li> <li>●AESによる申告</li> </ul>
航空 (Air Carriers)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●赤道以北の米州国からの輸出については、離陸時点(at Wheels up)で申告</li> <li>●それ以外の航空貨物は、米国到着の4時間前申告</li> <li>●Air AMSによる申告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出発の2時間前申告</li> <li>●AESによる申告</li> </ul>
自動車 (Motor Carriers)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●FAST参加者 米国到着の30分前申告</li> <li>●FAST非参加者 米国到着の1時間前申告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国境地点へ到着する1時間前申告</li> <li>●AESによる申告</li> </ul>

# WCO 「国際貿易の安全確保および円滑化のための『規準の枠組み』」

## 4つのエレメント

- 電子媒体による事前貨物情報の国際標準化 ← 24時間ルール
- 国際的に整合のとれたハイリスク貨物の選定 ← ターゲティング
- 輸出国による非破壊検知機器(大型X線検査装置等)を使用した貨物検査の実施 ← CSI
- 一定の規準を満たす民間企業に対する優遇措置の明確化 ← C-TPAT

## 2本のピラー

※ 税関相互の協力 & 税関と民間とのパートナーシップ

## キャパシティ・ビルディング: 途上国支援

### 「民間との協議グループ(Private Sector Consultative Group)」

- 実施ガイドラインを民間と協議して検討する
  - 当組合も参加
- 第1回会合: 3月30-31日 於 ブラッセル、ベルギー  
第2回会合: 4月24-26日 於 中国、上海

# WCO 「民間との協議グループ(Private Sector Consultative Group)」参加企業・団体

- International Chamber of Commerce
- American Association of Exporters and Importers
- International Federation of Customs Brokers Associations
- Moscow International Business Association
- Japan Machinery Center for Trade and Investment
- Global Express Association
- International Chamber of Shipping
- International Air Transport Association
- International Road Transport Union
- World Shipping Council
- International Alliance of Ports and Harbors
- Business Alliance for Secure Commerce
- Barloworld Logistics Africa
- SITPRO
- Boeing
- BP
- Carrefour
- China Ocean Shipping Co.
- FedEx
- General Motors
- Hutchison Port Holdings
- IBM
- Limited Brands
- Maersk Sealand
- Microsoft
- Nissan
- Philips International
- Procter & Gamble
- Siemens
- Thales

# ISO SCMセキュリティマネージメント規格

## ISO28000シリーズ (検討中)

- 28000: プリンシプル
- 28001: ベストプラクティス
- 28003: 監査要件
- 28004: 実施ガイドライン

## WCO「規準の枠組み」の背景

- 米国国土安全保障省は当初、海外の製造者(サプライヤー)をもC-TPATプログラムの対象とする予定であったが、国際的な枠組みにおいて海外製造者を取り込むことに転換
- WCO「規準の枠組み」をグローバルC-TPATと位置付ける。
- WCOとISOが並行して検討されているのは、国土安全保障省内において路線が統一されていないことの現われ。

WCO「規準の枠組み」←CBP(税関国境保護局):ISO28000シリーズ←沿岸警備隊

# その他の諸国の事例

## カナダ

PIP (Partner's In Protection)

## スウェーデン

SSP (StairSec Programme)

## オーストラリア

FACP (Frontline and Accredited Client Programme)

## ニュージーランド

SEP (Secure Exports partnership)

## EU(欧州連合)

関税法改正実施規則案を承認 (10月23日)

一部2008年1月1日、他2009年1月1日実施予定

# 2国間の取り組み

## 米 — EU

- ① 2004年 4月 : コンテナセキュリティ強化の協力に合意
- ② 2004年11月 : 専門家によるワーキンググループの設置に合意
  - 情報ネットワークの創設
  - 米国のCSIプログラムに参加意欲のある全てのEU港湾に適用可能な最小限の要件
  - 国際貿易のセキュリティ管理に関するベストプラクティスの確定 (identification)
  - 米国・EUの両方を通過するトランジット貨物に焦点を当てたパイロットプロジェクト
  - 米国CBPのナショナル・ターゲティング・センター内に欧州委員会の駐在事務所を設けることを招請
  - 米欧双方に適用可能なインダストリー・パートナーシップ・プログラムを研究する
  - サプライチェーンのセキュリティ確保と効率性向上を目的とし、技術開発とアプリケーション開発を目的として専門家によるジョイント・グループを設置する

## EU — 中国

- ① 2005年4月 : サプライチェーンのセキュリティ確保と円滑化を目的として、長期的な視点からEU・中国は協力を行なうことに合意
- ② 2006年9月19日 : パイロット・テストを発表 (オランダ・ロッテルダム港、イギリス・フェリックスストウ港、中国・シンセン港が参加)
- ③ テスト内容
  - バン詰めから最終地点までのend to endでサプライチェーンを管理する
  - AEO相互認証の観点からAEOステータス付与の規準についてテストする
  - 貨物データの事前報告のための貨物データ要件をテストする
  - 通関クリアランスのための管理規準をテストする
  - IT等ソリューション技術をテストし評価する

**ご清聴、ありがとうございました。**